

平成20年2月14日

多摩市長 渡辺幸子 殿

多摩市自治推進委員会

委員長 檜垣正巳

多摩市における市民の人材育成及び活用について
(提言)

多摩市自治推進委員会は、多摩市自治基本条例第30条第3項に基づき、これまで政策提言として、自治の推進を担うべき市民の人材育成のあり方、及び、その活用方策について審議を重ねて参りました。

ここに、「多摩市における市民の人材育成及び活用について」を提言として、まとめましたので提出いたします。

多摩市自治基本条例第25条第1項に謳われている「多様な市民の知恵と知力が活かされる」様、寄与されれば幸いです。

多摩市における市民の人材育成及び活用についての提言

1 人材育成・活用について提言する意義

自治推進委員会はいろいろの政策課題について検討した結果、以下のように、自治の推進および地域活性化の基本は地域における人材資源の育成と活用にあるという認識のもとに第1回の提言としてこのテーマを取り上げることにした。

- (1) 多摩市にはさまざまな才能を持つ人材が多数いて、ボランティア活動など地域での活動に関心のある市民が少なくない。このような市民は、今後、団塊世代の地域回帰の傾向とともに一層増えると思われる。また他方、さまざまなサービスを求める市民や団体も多い。
- (2) 才能と意欲を持った人材を育成しその能力を活用し、さまざまな市民活動や市政への参画を通じてそれぞれの力をそれぞれの地域で発揮することは、市民の自己実現の機会になるとともに、市民と市政の自治を実現し、安全、安心で活力に満ちた地域社会を造ることに貢献することにもなる。
- (3) 行政に頼るだけでなく、市民同士で支えあう新しい公共を実現するためには、市民相互間、市民と行政との間の協働を含めた市民活動を推進する必要がある。
- (4) 市民活動は、本来自由かつ自主的な市民の意志に任せるのが原則であり、みだりに行政が関与すべきではないが、行政としても、市民が地域において出来るだけ活発に活動できる環境や基盤を整備し、市民活動について直接、間接に推進するための方策を講じることが望ましいと考える。

* このテーマについては、市民活動情報センター運営委員会「市民活動情報センターと市民活動支援にかんする意見(中間報告)」にも詳しく述べられているが、当委員会は自治の推進という立場で独自に検討し提案を行うこととした。

2 現状と問題点

現在、多摩市にはボランティア活動など市民活動を支援するため、①市組織の市民活動情報センター、②社会福祉協議会の運営するボランティア・センター、および③民間団体に運営を委託しているNPOセンターがある。また、公民館、コミュニティセンター、福祉館等各種の公共施設が市民活動の拠点として、それぞれ特色を生かした活動の場となっている。これらの施設などは他団体に比べても、質、量共によく整備されていると思われるが、しかし、次のような問題点が指摘される。

- (1) 市民活動情報センター、ボランティア・センター、NPOセンターがそれぞれ独立の組織として自主的な立場で活動していること、およびその機能を明確に分けられないのはやむをえない面があるが、市民の便宜を考えると、一箇所で市民活動に関する総合的な情報などを得られること、あるいは各機関が連携して相互に情報などが共有されていることが望ましい。このような連絡調整などは、各機関が自主的に行うべきものであるが、現実的には当面、公的な組織として、市民活動情報センターが中心となってより密接な連携を図り、必要な調整をすることが望ましい。
- (2) 市民活動は、福祉、環境、教育・生涯学習、文化、スポーツ、緑化などなど多岐にわたるために、関係する市行政組織の縦割りが、情報や意思疎通を妨げている面があるので、ワンストップ・ソリューション的な窓口一元化を検討する必要がある。このためには市職員の意識改革と市民活動に関する

総合的な窓口が必要である。

- (3) さらに市民活動は趣味、同好会的なものから専門的な活動まで幅広いが、比較的市民の私的活動に属するものについては原則として市民の自主的な活動に任せるにしても、市との協働事業はもとより公共性の高い災害弱者、青少年育成、高齢者問題などについては市として特別の促進方策なり支援をすることを検討する必要があると考える。

3 提言

市民活動は、市民活動をする市民、団体とサービスを求める市民の双方が相互に出会い、新たに意欲のある市民個人が地域活動に参加しようとする場合も想定し、①市民個人や各種団体が市民活動に関する情報が気軽に入手でき、②集会など市民活動を実践する場所が確保され、③市民活動や市民サービスについて相談に乗り助言することの出来る専門的相談員・コーディネーターがいて、④さらに活動に参加する市民が気軽に交流し情報交換する機会があることが必要である。

このため、以下のことを検討されるよう提案する。

(1) 市民活動情報センターの充実

市民活動に関する情報についてはいろいろの所で手に入れることが出来るが、これから市民活動を始めようとする市民には気軽な第一歩となる場所が重要である。また、すでに何らかの市民活動を実践している市民にとっても、さらにその活動を深め拡大するための機会が必要である。その総合的な拠点として現在、市民活動情報センターが設けられているので、その公的な特色を生かして、充実強化を提案したい。その基本的な方向は、

- ① 「市民活動なんでも相談室」として広く総合的な市民活動全般にわたる情報センターの機能
- ② 行政と関連の深いまたは公共的な市民サービスおよびこれに関連する市民活動についての総合的な窓口としての機能を充実させることである。

将来は、ボランティアセンター、NPO センターとの一元化もひとつの方向と思われるが、市民なり民間に任せるべき分野と相当程度市行政とかかわりのある公共的な分野がある以上、市側に対応する窓口が必要であると思われるので、現時点では、少なくとも市民活動情報センターを中心として各センターの役割の明確化と連携をとるなどにより市民活動推進を図ることが適当であると考えます。

なお今後、市民活動に関する情報連絡、事業の調整など全般について、公営と民営の両方が必要なのか、必要とすれば役割分担はどうか、基本的には市民団体に任せる民間一元化が望ましいのか検討することも必要であろう。

(2) コーディネーターの設置

市民活動情報センターの機能の充実を図り、市の行政、市民活動と市民、市民団体を結びつけ、活動を推進する役割を果たすため、市民活動情報センターに市民活動に関する専門的な相談・助言者としてコーディネーターを設置することを提案する。

なお、将来、市政全般にわたり市民サービスの総合的な窓口となる「市民サービス何でも相談室」(仮称)を設置し、コーディネーターを配置することを検討することを提案したい。

① コーディネーターの役割

常時、気安く、市民活動に関して、市民からの相談に応じ、必要な助言を行い、市民、市民団体相互間の連絡、連携および市行政との橋渡しを行う。単なる取次ぎだけでなく、責任を持って、依頼者、相談者と市当局、各種団体など相手側の両当事者と対等に意思疎通ができ、即時、適

切な判断と対応をとることが望ましい役割である。

② 資格など

コーディネーターに期待される役割は、単独で果たすことは困難であるので、チームを組んで行うことになると考えられるが、その場合、その職務、責任、権限に応じて人数、必要な資格、選考方法などを考慮する必要があり、ボランティアを募集する、市民団体から派遣するなどの形態が考えられるが、市民活動情報センターに設置するとすれば、当面、市の非常勤職員とすることが適当と思われる。

(3) 市民活動の拠点の整備—公共施設の見直し

市民、市民団体が実際に市民活動を行う際まず必要になるのは場所の問題である。現在、多摩市には公民館、コミュニティセンター、福祉館等各種の施設が整備されており、それぞれ活発に利用されているが、各施設間の機能分担や体系的な利用方法、さらにより弾力的な利用方法を工夫すればより有効な活用が可能であり、市民活動の推進に貢献することができる。

この観点から、次のことを提案する。

- ① 公民館、コミュニティセンター、各種福祉館、学校校舎など集会施設の機能の整理とこれらの公共施設の再編整備
- ② 各種施設の連携の強化など運営方式の見直し
- ③ 各種施設の管理運営の弾力化
- ④ 指定管理者制度にともなう規制緩和

(4) 市民、市民団体の交流の機会の提供

市民活動に関係する市民、団体や市政に関係する市民、団体はきわめて多岐にわたり、多数にのぼるが、それらの相互の連携は団体の自主性に任されている。しかし地域における市民活動は多くの場合地域の市民一人が単独で出来るものではなく、人と人とのつながりやネットワークによって実践される。したがって、関係者あるいは関心のある市民の交流の機会を出来るだけ設けることが望ましい。

特に市政に関しては、市民参画の目的で設置された各種審議会、懇談会などは多数にのぼるが、主として事業ごとに設けられるため縦割りになりがちで、横断的な連絡、連携が薄く、重複や非効率な面があるように思われる。この問題に対処するため次のような工夫を検討することを提案したい。

- ① 審議会などを大きな分類で関連するグループごとに再編成する
- ② 審議会などをPDCAのサイクルにしたがって一貫した事業執行とチェックがしやすいよう再編成する
- ③ 各種審議会のメンバーや市民が常時または定期的に交流する場あるいは機会を設ける

(5) 特に公共的な市民活動の促進

市と市民の協働する事業はもとより、福祉、環境、子育て、防災、防犯など公共性の高い、いわば新しい公共として市民同士の支えあいを内容とする市民活動については、一般的な仕組みより進んだ積極的な推進策を工夫することが適当と考える。例示すれば次のようなものがある。

- ① 補助金制度と連動した助成制度
- ② 施設の優先的な使用
- ③ 協働事業など市と対等な形での事業の委託、委任の拡大

【提言内容 イメージ】

